

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
300222009	30年2月22日	30年3月13日	30年3月30日	自衛隊車両の搭載品等に関する保安基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 自衛隊車両に備え付けられている特殊装備が、保安基準で義務付けられている搭載品等の性能を上回る場合、当該搭載品等にかかる保安基準の適用除外を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 自衛隊車両については、「自衛隊の使用する自動車の保安基準等について」(平成27年4月24日付け防経艦第6002号)において、必要な搭載品等が規定されている。 自衛隊車両に備え付けられている特殊装備(例えば、高性能の消火装置)が保安基準の要求する搭載品(消火器の備え付け)等を代替できるケースにまで、保安基準を適用する必要性が見出せない。 適用除外とすることで、自衛隊車両の設計・開発の柔軟化、製造費用の削減も期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	防衛省	<p>自衛隊の使用する大型特殊自動車等については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の適用が除外されていますが、その一方で、同条第2項により、防衛大臣はこれらの車両の保安基準、整備・検査基準を定めることとされています。</p> <p>当該規定を受け、防衛省においては、保安基準、整備・検査基準として、大型特殊自動車の自衛隊における運用と安全性等を総合的に勘案し、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)及び自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(防経艦第6002号、平成27年4月24日)を定めています。</p>	<p>自衛隊法(昭和29年法律第165号)</p> <p>自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)</p> <p>自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(防経艦第6002号、平成27年4月24日)</p>	対応不可	<p>提案は、手動式消火器の性能を上回る自動消火設備があらかじめ装備されている特殊車両には、製造費用削減の観点から、運転者や運転者助手の近傍に手動式消火器を備え付ける必要はないとの指摘と解します。</p> <p>これらの手動式消火器は、自動消火装置が作動する前のごく初期段階の出火や、自動消火装置が作動しなかった場合に、運転者や運転者助手等が直ちに消火活動に対応できるよう備え付けているものです。このため、乗車者の安全確保及び装備品の保護を考慮した場合に、当該消火器は安全設備として必要不可欠なものであり、現時点において備え付けを廃止する予定はありません。</p> <p>なお、自衛隊の使用する車両については、運用体系や技術動向を踏まえつつ最適な調達を行うことが必要と認識しており、今回のようなご提案についても都度検討して参りたいと考えています。</p>	